

## 総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年7月11日（月）午前9時57分～午後1時10分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、  
小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長  
安藤総務部長、織田澤総務課長、生方職員課長、星野企画政策課長、  
地野地域安全課長、村田財政課長
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長あいさつ（高山委員長）

本日は、午前中からということでご足労いただき、感謝する。

また、先日は教育部の皆さまには臨時の常任委員会ということで出席いただき、感謝する。混乱が起きている中で大変とは思いますが、子供たちのために、これからの教育のために頑張ってくださいと思う。

皆さんご承知のとおり、参議院選も終了したが、新型コロナウイルス感染症が大分流行ってきており心配であるが、お気を付けいただき、公務に励んでいただきたい。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 教育部各課の所管・調査事項報告

①教育総務課

委員長：今回は教育部から報告を求めたいと思う。

最初に、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長：それでは、教育総務課より調査事項について説明申し上げる。

資料1 ページ 教育総務課報告事項をご覧ください。

1番の学校給食費に係る財務状況についてであるが、資料2 ページをご覧ください。

給食費に関する経費であるが、歳入に当たる学校給食納入金が1億9,417万588円、それに対応する給食賄材料費が2億546万6,135円となり、1,128万8,547円の不足となる。この不足分については一般財源で賄ったものになる。また、この差額は物価高騰に伴う値上げ分に相当すると考えられる。

次に給食費以外に関する経費であるが、職員人件費が1,957万1,643円、調理・配送等業務委託料などの給食管理事業が1億8,474万7,893円となっている。合計すると、2億431万9,536円となる。

学校給食に係る経費を合計すると、歳入が約2億円、歳出が約4億1千万円となっている。

学校給食費に係る財務状況についての説明は、以上である。

委員長：それでは、質疑を受けたいと思う。質疑がある方は挙手をお願いします。

金子委員。

金子委員：今、ウクライナの問題等があり物価高騰ということで給食の材料費の方が高騰しているが、その辺の影響をどのように受け止めているのかまずお伺いしたいと思う。

それから、この歳入の方の給食費、父兄からの給食費の納入に際して、未納というのが相当出ているのかどうか、その状況。生活保護を受けている家庭は給食費が免除されていると思うが、未納の理由というか、そういったもののいくつかが分かれば教えていただきたいと思う。

三つ目として、給食費無料化ということが今問題になっているが、このコロナ給付金、国からの給付金が来るが、それをこの給食費の無料化に充てるということが可能なのかどうか。

3点お伺いする。

教育総務課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、物価高騰の影響についてであるが、全てが値上がりしているわけではなく、米などはいくらか安くなっている。野菜関係、例えば玉ねぎなどがかなり高くなったりしている現状があり、野菜も上がっているもの、下がっているものばらつきはある。ただ、全体的に令和3年度で言えば1,100万円程度の不足分が出て、それを一般財源で賄ったということになる。

続いて、給食費納入に際して未納が出ているのかというご質疑であるが、現在、ほとんど未納は出ていない。ゼロではないが、4万2,300円とか、令和3年度の決算とすると、その程度の額であったと思う。従って、未納の理由という質疑であるが、現状ほとんど出ていないということでご理解いただければと思う。

続いて、給食費無償化に向けて給付金が充てられるのかということであるが、今回国から出る地方創生臨時交付金については、物価高騰分を充てるということで7月の臨時会に提出させていただきたいと考えている。概ね1,500万円程度の不足額が見込まれるということで、その分を補正計上している。

答弁は以上である。

金子委員：給食費未納がほとんどないということであるが、給食費を無料化して欲しい、という請願が出され、請願審査の場にいたのだが、その時にやはり給食費の支払いを待って欲しいと子供が手紙を持ってきたという話が出たが、そういう子供を作ってはいけない、という話に心が震えたのであるが、今もないわけではないと思う。そういう意味で、やはり給食費の無料化が必要なのかな、という思いもしているのだが、今はほとんどないということでそれは了解した。

やはり材料費のことということで、そちらにコロナの国からの給付金を充てるということであるが、これから下半期に入るので、2億の半分となれば1億であるが、制度的にはそこにコロナの給付金を充てるということが可能ということであろう。材料費の高騰に充てることができるのならば、給食費の無料化にも充てられるのではないかと思うのだが、そのところをもう一度確認させていただきたい。

教育総務課長：金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

制度的には、その分を充てるということは可能と思う。しかし、臨時交付金が毎年継続して出るわけではないので、例えば今年度だけ無料にして来年からまたかかる、といういびつな形になってしまうことが考えられるため、今回は高騰分に充てさせていただくということである

金子委員：了解した。充てられるということ。

今回はまだ臨時交付金であるので、それを充てておいて、来年から新年度予算編成に当たって一般財源からという、市長が替わったところであるのでそういう措置もできるのかな、と。今年度予算は前市長が組んだものであるから。そういうこともできるのかな、と考えると質疑させていただいた。答弁は結構である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：歳出の方でお聞きしたいが、給食管理事業とあるが、その中で調理・配送等業務委託料とあるが、これも業者に委託しているのであったか。配送、運送業務とか。それを教えていただきたい。

教育総務課長：戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

民間会社に委託している。

戸部委員：家の前を配送のトラックが毎日通るのだが、配送業務のトラックを見てみると、白ナンバーである。トラック業者ではないのかな、と思ったのであるが。消防署の職員のOBとかが運転しているのだ。どういう形になっているのか、教えていただきたいと思う。

教育総務課長：戸部委員の再質疑にお答え申し上げます。

トラック業者ではないのではないかと、というお話であるが、大変申し訳ない、現在資料の持ち合わせがないので、その辺を確認させていただき、次回なりにご回答させていただきたいと思うが。

戸部委員：沼田全体を動かしているのだから、やはり運送業者とか、そういう緑ナンバーの運送業者に委託した方が安全ではないのかな、と。私個人の意見であるが。その辺、後でも結構であるが、教えていただきたい。

教育部長：委員長。

委員長：教育部長。

教育部長：私の方から補足をさせていただければと思う。

配送業務については、調理を委託している東洋食品という会社が、先日試食の時にも調理をしていただいていたと思うが、そちらの方が調理と配送を一体として請けている。よって、おっしゃるように白ナンバーであるのだと思う。そこで白ナンバーと緑ナンバーでの安全性の違い等も確認しながら、そこは申し訳ないが調べてみないと分からないので、後日ご報告させていただくということでご了承賜ればと思うので、よろしく願います。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：先ほど金子委員からのご質疑もあったが、私は給食費を段階的に安くしていくのであれば近々に無料化に進むのではないと思うが、市の考え方をお聞きする。

教育総務課長：星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

給食費を段階的に値下げをする、最終的には完全に無償化するというようなことであるが、これについて、教育部としてはどう考えているのかというご質疑であるが、無償化をするには財源が必要であるので、現段階では財政部門と協議をさせていただいて実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。

星野委員：群馬県内でも無償化する自治体が増えてきた。財源という問題があるので、一気ににはできないと思うが、当市でも行く行くは、近い将来、無償化できるような方向で財源の確保をお願いしたいと思っているが、その点いかがか。

教育総務課長：星野委員の再質疑にお答え申し上げます。

財源の確保についてであるが、先ほど申し上げたとおり、財政部門と協議を重ね、できるだけ早期に実現できるように対応していきたいと考えている。

星野委員：結構である。了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、私の方であるので、交代いただきたい。

副委員長：はい、委員長。

委員長：いくら給食費が入っているかというのを資料で明らかにしていただいたが、これが一人当たりいくらになるのかということ、年、月で教えていただきたい。

それから、先ほど生活保護の話が出たが、児童扶養手当などを受けている家庭についてはどうであったのか。

それから、準要保護世帯についての支援制度があったと思うが、その辺について給食費の扱いがどうであったのか、確認の意味で教えていただきたい。

教育総務課長：一人当たりの負担額というご質疑であるが、中学生が1食282円の単価、小学生が252円である。よって、月に換算すると、小学生が月4,200円、中学生が月4,700円の負担という形になっている。

続いて、要保護、準要保護の関係であるが、所管が学校教育課になるので細かいことはこちらの方でお答えしかねるが、就学支援金という支援金がそれらの世帯には支給されていて、その中に給食費というものも含まれている。

委員長：そうすると、児童扶養手当を受けているところはどうか。

それから、要保護、準要保護の世帯は給食費分の支給を受けているということであるが、それは現金支給なのか、それともそもそも給食費の免除なのか。請求されていないのか、その辺の取扱いについての方法を教えていただきたいのと、それらの給食費については、学校給食費納入金の1億9千万円の中に入っているのか、それとも免除であれば入っていないのか、その辺の扱いはどうなっているのか。

教育総務課長：給食費が就学支援金で納入されるそのされ方であるが、直接学校の校長の口座に振り込まれるというような形が多いかと思う。よって、免除という形ではない。支払っていただいて、という形になっている。

その金額が1億9千万円の中に含まれるか、というご質疑であるが、その中に含まれる。

委員長：そうすると、計算上は支給されて保護者が支払うという形のようなものであるが、実際には直接学校の方に入る、ということの認識でよろしいのか。

もう一つ、給食費の納入というのは、昔は生徒が持って行ったり父兄が集金して歩いたりとかしていたのであるが、今は具体的にその納入の形態というのはどういう形でやっているのか教えていただきたい。

教育総務課長：給食費の納入のされ方についてであるが、直接学校に入る、という形である。

集金の仕方であるが、これは学校によって異なる。口座振替を利用しているところもあれば、集金袋で現金を児童生徒が持ってくるという学校もある。よって、そういった形は今後統一するような形で進めた方が良いかとは考えている。

金子委員：休憩願う。

委員長：はい、休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

ほかに質疑ある方はいるか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、教育総務課については終了する。

## ②学校教育課

委員長：次に、学校教育課に入りたいと思う。学校教育課長、お願いします。

学校教育課長：学校教育課の調査事項について報告する。3ページをご覧ください。

まず、調査事項の沼田市内におけるヤングケアラーの状況についてであるが、現在、要保護児童対策地域協議会長名で市内各小中学校に調査の依頼をしている。そのため、要保護児童対策地域協議会を中心に支援策を検討することとなるかと思うが、小学5年生から中学3年生までの児童生徒を対象に調査をしているところであるので、調査結果は教育委員会と健康福祉部で共有することとなっている。結果がまとまったらご報告する。

よって、本日は部活動に関する調査事項のみご報告する。

1の中学校における部活動の現状と今後の対応ということで、4ページに資料をまとめた。そちらをご覧ください。

資料1の1は、沼田市内の9つの中学校の部活動の現状をまとめた表である。

(1)は市内全9中学校の運動部活動を競技別に一覧表にまとめたものである。各中学校では、学校の部活動方針に基づいて部活動ごとに計画を立て、取り組んでいる。この表の見方であるが、例えば野球は8校に設置されており、多那中以外の8校に野球部があるということである。ソフトボールは沼田中学校と薄根中学校の2校、という見方である。

(2)は、外部指導者や部活動指導員など、協力をいただいている方々の状況である。アの外部指導者は、本市のエキスパート活用事業では6校に10名協力をいただいている。イの部活動指導員は、3校に3名を配置している。こちらのアの配置校というところは、沼田中学校に部活動指導員で柔道部と卓球部の2人が入っているという見方になるので、全部で6校で10名という形になる。イの部活動指導員は、会計年度任用職員であるが、沼田南中学校に柔道部に配置、というような形で、3校に3名配置させていただいている。

配置校では、顧問の教員と外部指導者とが互いに連携しながら、健やかな生徒の育成に努めているということで、技術的なサポートに加え、部活動に教育効果を反映しながら顧問の先生と連携してやっているということである。

次に、2の今後の対応等についてであるが、市教委としては、アとイの2点を市内各中学校に指導していく。

アは、群馬県部活運営の在り方、提言R4等に基づく適正な部活動運営への指導についてである。5ページの方に県の提言をまとめさせていただいている。

県では、部活動の在り方検討委員会で提言をまとめ、県内の教育委員会や中学校に働きかけている。特に提言1の部活動の時間や日数などの総量と、提言3の1つの部に副顧問を設けるなどの部活動数の適正化については、昨年の提言R3に引き続き、県内全ての中学校の方に働きかけているところである。部活の時間の量的な部分と、顧問、副顧問を含めた部活の数の適正化についてである。

イのスポーツ庁の提言というところについては、こちらは6月6日にスポーツ庁から提言されたものであるが、資料とすると6ページにまとめたものを提示させていただいた。運動部活動の地域移行への準備についてという、スポーツ庁の提言である。少子化や教員の多忙化解消のため、休日の部活動の地域移行を段階的に進めるよう国では求めている。そのための準備を関係団体と協議しながら、準備していきたいと考えている。

学校教育課からの報告は、以上である。よろしくお願いします。

委員長：それでは、質疑に移りたいと思う。挙手の上をお願いします。

青木委員。

青木委員：そうすると、スポーツ庁からの提言については、今後ということになるのか。イの部活動指導員が実際に3校に3名いらっしゃるということであるが、これはスポーツ庁の提言前からこういう形でやられているということなのかな、と。その確認である。

実際にスポーツ庁からの提言の形で、外部からお願いする場合に、その費用についてはどのようなお考えなのかお聞かせいただけたらと思う。

学校教育課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、スポーツ庁からの提言について、状況等であるが、こちらの方では令和5年度に向けて段階的にやるということで、実際に今年度にいろいろな関係団体と協議しているという状況となっている。

二つ目の、部活動指導員に係るところであるが、こちらの方は平成29年に学校教育法施行規則で部活動指導員というものを設置できるということになったので、それに基づいての本市での設置ということになる。よって、平成30年から当市では2名配置させていただき、一昨年度から3名配置という形を取らせていただいている。

3点目の、スポーツ庁の提言の地域移行に係る費用についてであるが、こちらの方はまだ具体的なところは協議の中で進んでいくという段階であるので、まだ費用負担というところについての具体的な協議等はなされていないのが現状である。

青木委員：実際、今は部活動指導員というのが柔道、バレーボールということであるが、実際に先生が顧問をやられているということで、かなりの負担になっているところと、以外とそうでもないところと、強弱があるのではないかな、と思うのだが、その中で場合によれば調査というか、必要なところを優先的に外部指導の方を配置するというのも必要な、と思うが、その辺どうお考えなのか。

それと、実際に外部指導員の方が沼田市内にいらっしゃるのかどうか。その辺も含め、今後外部に頼まれる方法についてお伺いする。

学校教育課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

部活動指導員に含まれるところ、これは外部指導者のエキスパート活用事業に係るところでもあるが、顧問の先生がその競技の経験がないとか、いろいろな状況の中で学校からぜひこの方をこの部の外部の指導員としてお手伝いいただきたい、という要望を調査等で把握し、その上でアの外部指導者として配置させていただいたり、部活動指導員として継続して配置させていただいたりという形を決めているので、学校とのやり取り、要望の中でこれらの外部の方々のお力をお借りしている。

確かに種目によっては先生がその競技に長けていて自分で持てるという先生もいらっしゃるのですが、それは外部指導者が入っていない形になっている。

外部指導者が市内の方か、市外の方かということであるが、これについてもこの配置させていただいている方を見ると、大体はその競技に長けている市内の方であるが、エキスパート事業で市外からもお手伝いいただいている方がいるので、そういう意味では市内に限らず利根沼田管内にも広がっているというのが現状である。

青木委員：了解した。

委員長：よろしいか。

青木委員：はい。

委員長：ほかに。

副委員長。

副委員長：今の青木委員の質疑に関連するが、以前からこの部活動の顧問を持っている教員の方々の働き方改革に関しては、教育委員会にもご尽力をいただき、大分改善はしてきているのかな、と感じている。教員にも友人がいるので話を聞くのであるが。

この外部指導者に関し、以前一般質問をしたときには地域の方々の支援も、という答弁もあったと思うが、このエキスパート活用事業の外部指導者が、例えば野球部であれば地域の少年野球の監督が中学校の野球部の指導に入る、というのは、そういう人たちなのか、またはもうそういう人たちが入っているのか伺いたいのだが。

学校教育課長：ただいまの副委員長のご質疑にお答え申し上げます。

外部指導者に係るほかでの役割ということだと思うが、実際のエキスパート活用事業で活躍願う方については、それぞれの競技に長けていらっしゃる方であるので、スポーツ少年団を含めていろいろな競技の団体にも入っていらっしゃるケースが多いようである。

全て調査はできないが、野球は本年度はいらっしゃらないので、少年野球かどうかというところはお答えはできないのであるが、バレーボールや卓球などで地域のスポーツの団体の方に入っている方がいるので、こちらの外部指導者でもお世話になることが多いようである。

副委員長：了解である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：外部指導者、部活動指導員の状況の中で、部活動指導員というのが会計年度任用職員なので、その人は常勤だと思うのだがどうか。

それと、エキスパート活用事業において10名の配置というのは、部活動の時だけ来るのか、その辺を教えてくださいたいのと、それが毎日の状況なのか。部活動指導員は会計年度任用職員なので、常勤で毎日だと思うのだが。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

この外部指導者と部活動指導員にお世話になる形態であるが、外部指導者、エキスパート事業は1回当たり2時間くらいを目安として、年間20回以内となっているので、そういう意味では時間である程度把握すると、休みの時であるとか、試合の時などにお世話になるという形が多いようである。

部活動指導員であるが、年間を通しての会計年度任用職員なので、年間通してお世話になるのだが、こちらも時間数である程度把握させていただくので、年間で学校がやりくりするので、常勤であるが1日当たり何時間という程度で、年間を通してやる、というお勤めとなる。4ページの内容にあるように、この中身の中でお手伝いいただくような形になるので、部活動指導員の方は顧問の代わりになる。

アの外部指導者の方は、外部のお手伝いという形になる。

戸部委員：部活動指導員の中で、学校外での活動、大会、練習試合等の引率とあるが、引率というのは一緒に行くということであるので、子供たちは大会や練習試合とかの際に車に乗せていくのか。その辺を確認したいのだが。事故とかいろいろな絡みがあるので、よく部活動で監督が車に乗せて行って事故を起こしたとか、い

いろいろあったりするので。その辺どうなっているのか教えていただきたい。  
学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

部活動指導員が会計年度任用職員という形で学校に勤務するので、部活動の顧問の代わりに子供を引率することはできるが、ただし顧問の先生でも子供を乗せられない形であるので、部活動指導員ももちろん子供を乗せては行かない形になる。基本的には保護者であるとか、子供が自分で行くような形を取らせていただいている。

アとイの大きな違いは、アのエキスパート活用事業の外部指導者は、顧問の先生がいないといろいろなことができないので、技術的な部分で外部の人にお力をお借りするというもの。イの方は顧問の先生が例えそこに行けなくなっても部活動指導員がいれば大会等に参加できるという形になるので、顧問の代わりになれる立場の方である。

戸部委員：了解した。

委員長：ほかに。

小野塚委員。

小野塚委員：部活動指導員について、選ぶときの基準であるが、保護者が心配しているのは、教員と外部指導員のパワーバランスであるが、どうしても技術を教えるときに行き過ぎた指導が時々ニュースになるので、こういったところの防御策というか、保護者もしくは生徒がこの部活動指導員では駄目だと言える環境づくりというのは検討をされているか。

学校教育課長：ただいまの小野塚委員のご質疑にお答え申し上げます。

部活動指導員の基準、対応については、実際にこの部活動指導員を配置する市町村は必ず研修を年間何回実施しなければならないという決まりがあり、その中で本市においても年間3回に亘り部活動指導員を対象にした研修を行っている。どういう役割があるという、そもそも部活動指導員としての役割の理解の部分の研修や、実際に配置校に参加させていただき、技術面だけではなく顧問としての働きをやっているかという研修など、研修の中でもある意味行き過ぎた指導にならないような配慮に努めているので、そういう意味では概ね本市においては部活動指導員の方はよくそういうところも理解していただいている。その上で、顧問の先生も配置していただきありがたい、ということを言われているので、今のところご心配は不要かと思う。

もちろん、研修の中で今後もきちっとした役割の中で学校と指導員とのバランスをうまく取りながら配置できるようにと考えている。

小野塚委員：了解した。

委員長：星野委員。

星野委員：戸部委員が先ほど触れたが、保険制度、いろいろと大会で他地域に行き、そこに父兄とともに行くことが多いと思う。災害的な保険制度というのがどうなっているのか伺う。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

部活動は教育活動のひとつになるという形であるので、基本的には部活動であっても部活動内で怪我をした場合はスポーツ振興センターの保険を使う形を取る。そういう意味では、対外の保険についてはまずはスポーツ振興センターの保険等、いろいろなところで対応できる。そういうところで対応している。

星野委員：同行した父兄も含めて全部適用となる、という解釈で良いのか。例えば、飲み物や道具を持って同行するような父兄もその保険が適用になるのか。



スポーツ安全保険が災害共済給付と同程度の補償となるよう要請しているという記述がある。6 ページに。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

現在のところは部活動が学校の教育活動の一環とされているので、基本的には子供についての保険は、ある程度子供たちが入っているものは適用される。ただ、スポーツ庁からの提言の中で今後地域の方にスポーツの方が移行されると、そういう保険も含めていろいろと検討することが必要であると言われており、そこは確かに部活動が学校から離れたとすると、いろいろ会費の問題であるとか、保険の問題が検討されるものがあるという段階である。どこが持つとかはまだ決まってはいるが、お金の面でもいろいろな対応が必要であるということはスポーツ庁の提言でも言われている。

星野委員：父兄が道具などを持って応援に行くということで、当時平成3、4年頃、互助会制度というものを群馬県が作った。そのような制度があるのかどうか。それは全体的に、応援で行く父兄とかもみんな含んでいる。当時1軒で350円とか。そういう制度を作ったのだ。その辺がどうなっているのか。

学校教育課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

大変申し訳ない、保護者等の互助会での制度であるとか、保険の関係については把握していなかった。子供の方はある程度スポーツ振興センターでの保険は出るが、保護者の方が応援の中で怪我をされたとかの部分の補償制度がどうなっているかというのは、存じていなかった。申し訳ない。

星野委員：休憩願う。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：副委員長、交代願う。

副委員長：はい、委員長。

委員長：部活動数の適正化に向けた取組であるが、本資料中、1つの部に2名以上の顧問を配置するように、というようなことがあるが、現在沼田市の中学校における部活動はどのような形であるのか。2名以上配置ということ、この基準を満たすようにした場合というのは、かなり現状の部の数が減るのか。もしお分かりであれば教えていただきたい。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

副顧問の提言に関わるものであるが、現在市の方も学校の規模に応じ、大きなところは部に2名の顧問、複数体制でできるような学校がある。小さい学校も、副顧問という形で、1人の主顧問のところに副顧問以上の先生が、ある程度副顧問が複数の部を兼ねるといった形でやっていらっしゃるような学校もあり、基本的にはこの提言を踏まえて学校でも複数体制でできるように部活動の顧問を配置している。

この部の数については、地域、学校の実態等もあるので必ずしも副顧問がいないと存続できないということではないので、そういう意味では学校の実態等に応じ、この提言を踏まえつつ取り組んでいるような状態である。

委員長：それでは、2名以上で、これが副顧問ということではなく、教諭1名が1つの部活にしか所属しないということであるので、複数所属するという形にはならないと思うのだが、この方針に向けた取組での試算はやっていないということによるのか。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

こちらの方は、現状は提言を基に学校の方でも配慮しながら対応しているのだが、実際には学校の実態に応じて副顧問制は取っているが、原則教諭1名が一つの部のみ担当というところで、学校の先生方の規模によって受けられなければ困るということで、こちらの方も把握はしているが特に必ずこうしろ、というような指導はしていない。そこは部の存続については部活動の運営方針の基に各学校が考えているので、あくまでも提言の意を含みながら少しずつ運営体制の適正化に向けてやっていただきたい、という働きかけにとどめさせていただいているということである。

委員長：結構である。

それでは、ほかにあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：質疑を終了する。

先ほど、教育総務課のところで意見交換なり次回の調査課題なりについて時間を設けなかったので、改めて。

まず、教育総務課について、意見交換、そしてさらに次回の調査事項等提案があったらお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、学校教育課について意見交換並びに次回の調査事項等があったら提案をお願いします。

金子委員。

金子委員：先日7日、臨時委員会ということで大変お世話になった。

委員会から要請していただくということで、教育長のコメントもすぐにホームページのトップページに移していただいた。感謝する。

そんな中で、教育長のコメントがホームページのトップに出たのだが、市長のコメントは出ないのか、と市民の方からの問い合わせもあったので、その点、ご検討いただきたいと思っているのだが。

また、7日の段階で再発防止策の徹底等の説明もいただいたし、夏休みに入って来月の委員会で、先ほど部活動の保険という話もあったのだが、この理科の実験についての保険はどうなっているか等々、来月の委員会でぜひ報告していただきたいと思うのだが。

来月になれば、入院されていたお子さんも退院されるのだと思うが、個人情報には慎重に対応していきたいと考えているのだが、必要な情報としてぜひ来月報告をお願いしたいと思うのだが、いかがか。

委員長：今、金子委員の方から、先日の沼田小学校における事故について、まず市長のコメントがないのかどうか、ということ、これはコメントを求める、ということではないのだろう。

金子委員：市民の方から、教育長があつて市長がないのはおかしいのではないかと、という話があったのだが、私もやはり教育委員会と市長部局は別だと言っても、この沼田市のトップは市長なので、この沼田市において沼田市立の小学校で事故が起きたので、やはり市長からのコメントもいただければと私は思っているのだが。

委員長：今、二つの意見が出たので、まず市長コメントについて意見交換をしたい。

星野委員。

星野委員：この関係については、教育委員会はどういうふうに考えるか。

委員長：委員間意見交換であるので。

星野委員：教育委員会の方ではどういう考えで。連絡したのかどうなのかと。

委員長：委員間における意見交換なので。

休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

金子委員、もう一度お願いする。

金子委員：7日に臨時委員会ということで開いていただき、その経過というか、事故後の報告はいただいているので、来月は8月ということで夏休み真っただ中であるので、その段階での状況、それからその経過等をぜひ報告していただきたいと思う。

委員長：それは皆さん一致していると思うが、市長コメントは。

金子委員：市長コメントに戻るのか。

委員長：それはまだ結論が出ていないので。

金子委員：タイミング的には市長の方で判断していただければ結構であるが、教育長に任せているからということではなく、沼田市のトップとして市長のコメントを出していただきたいという、私の要望である。

(「賛成」の声あり)

委員長：それについて、委員の意見が多数となれば委員会としての提言という形になると思う。よって、提言を上げるかどうか、時期を見てということであろうが、市長コメントを出すべきであるという提言を上げるかどうかに絞って議論したいと思う。

星野委員。

星野委員：いろいろな意見があるが、それは状況があるので、教育委員会の方から話をして、時期を見て出すべきだとの意見があった、と言えば良いのでは。

委員長：時期を見て求める、ということか。

星野委員：ここでやれ、というのではなく、教育委員会が把握しているのだから、教育委員会で判断をして、常任委員会ではこういう意見がある、と市長に話をすれば良いのではないか。

委員長：市長の方からもお願いする、というのは当委員会として言うことではなくか。

星野委員：違う。教育委員会の方から市長に。

委員長：教育委員会の方から市長に言うということか。

星野委員からは、当委員会からではなく、時期を見て教育委員会の方から市長にコメントを求めるべきだというご意見であった。

今、2つの意見が出たので、議論は出尽くしたと思うので、金子委員のご意見を採るか、星野委員のご意見を採るか、多数決で決めたいと思うがよろしいか。

金子委員：いや、星野委員のご意見が良い。こうして聞いていただいているので。こういう意見が委員会で出たということを経済部から上げていただき、それでも市長が出さないというならば、それは市長の判断なので。

委員長：まとめさせていただきます。

市長コメントについては時期を見て出すべきだろう、という意見が当委員会から出されたら教育委員会の方から市長にもお伝え願いたい、という言葉でよろしいか。

それと、来月の常任委員会についてはその後の経過報告を個人のプライバシーに配慮しながらご報告願いたい、ということではよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに、学校教育課について。

副委員長。

副委員長：今日の報告でもあった部活動の関係だとか、教員の過労度の話についてであるが、学校教育課長には大分ご尽力いただき、私もいろいろな話をいただいている中で改善はされてきている感じを見受けるが、部活動もそうであるし小学校の教員も働き過ぎで疲れるとミスをする。

それに関して調査というか、ご存知だと思うが、友人の教員は先日脳梗塞で倒れ、聞いたら睡眠時間が2時間から3時間というのである。持ち帰って仕事をす。それで学校に行くと。民間企業ならば、これは労働災害に当たるのだが。教員も人間なので。

いろいろと考察をしてやってきていただいているとは思っているのだが、その辺の教員の働き方改革、今どのようなことに取り組まれているのかというのを調査事項として教えていただければありがたいのだが。

委員長：副委員長から調査事項の提案があったが、いかがか。

(「賛成」の声あり)

副委員長：働き方改革の取組である。どのようなことをやって、どのような改善がなされてきたのか。

委員長：働き方改革の取組状況ということか。

金子委員：教職員の負担の軽減と触れた方が良いのでは。

副委員長：はい、そうしていただくとありがたい。

青木委員：ちょっとよろしいか。

委員長：青木委員。

青木委員：公務員の方もやっていると思うが、民間ではヘルスチェックというのを半年に1回くらいやっている。それも含めてどうか。それが本当に正しく出ているのかは何とも言えないが、定期的にヘルスチェックをやっていて、ある程度の方は面談をして、というのを実施する。

副委員長：働き方の現状と、働き方改革の取組内容、今の問題も含めて。現状を教えてください、改善されてきたのか、今後どのように取り組むのかというのを報告していただければ。

委員長：学校における教職員の労働状況と、働き方改革に向けての検討状況について、そのようなどころでよろしいか。

副委員長：あまり具体的なことは言わない方がよろしいかとは思いますが、そういう状況だったようで、本人は体力には自信があったので大丈夫だろう、とっていたようだが、やはり職務中に倒れたようだ。

金子委員：健康管理体制も入れた方が良い。

委員長：それでは、本日は教育総務課、学校教育課からの報告であったが、教育部全体での調査課題なり等があれば願います。

戸部委員。

戸部委員：ヤングケアラーの件は、次回ということであるので、一つ加えたいのだが。

私もこのヤングケアラーについて心配していたのだが、ヤングケアラーという言葉も分からなかったくらいであるのだが、老老介護はよく知っていたのであるが、県内では高崎市の教育委員会がいち早く取り組んでいるのである。この調査対策室ができたことについて、そのことも見ていただいて。

委員長：高崎市の中でその対策室ができたのかどうか。

戸部委員：そうである。高崎市である。県内でいち早くヤングケアラーについて取組を始めたので、分かれば一緒をお願いしたい。

委員長：高崎市の取組状況についてか。

戸部委員：それも分かる範囲で良いので。

委員長：ヤングケアラーについて、追加調査事項で加えるということによろしいか。  
（「はい」の声あり）

委員長：それでは、それも追加する。

ほかになければ、私から提案させていただきたい。

市の中に青少年育成相談センターというのがあり、そこに相談員で、皆さんもご存知の方が多いと思うが、武井修氏という相談員がおり、その方が2年間くらいそこに相談員としていらっしゃるのだが、いろいろな相談が来るようであり、年間70件から80件近い相談が来てそれに対応されているようであるが、昔からの知り合いであり、息子が中学の時に校長であった。熱血漢であり教育熱心であったので、育成相談センターにどういった相談が来ているのか、相談事業の内容と、相談から見る今の青少年が抱えている問題なり課題なりというのを、レクチャーというかミニ講演のようなものをこの会でやらせていただいたらどうかと思う。

以前から知っていることから、そのような話を武井先生に話をしたら、民生児童委員のところでも1時間くらい話をしたことがあるということでもあったので、この会で協議する前に話をして承諾いただいております、申し訳ないが、それを提案させていただきたい。ミニ講演会実施、ということで。

講師は、青少年育成相談センターの武井相談員、時間的には1時間くらいの講演で、質疑応答を含めて最長で1時間半くらいの研修というか、講演会を設定し、現在の子供たちがどのような問題を抱えているのかということを知る機会になればと思うので、ご提案させていただきたいが、どうか。

（「賛成」の声あり）

委員長：そうすれば、採用させていただく。

時間等の設定は事務局の方にお任せしたいと思うが、今年の2月に実施した、教育研究所の所長に来ていただき、午前中にやって午後には常任委員会という形を取ったので、できれば次回の常任委員会の日の午前中に1時間半くらいの実施をしていただければと思うので、事務局の方で折衝願いたい。

事務局：はい。

委員長：ほかに何かあるか。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、教育部をこれで終了する。

事務連絡を願う。

事務局：次回委員会について申し上げる。

次回の委員会については、8月9日火曜日、午後1時30分からこちら第2委員会室にて開催ということで事務局案としてご提案申し上げます。

なお、今回は総務部から教育部の順ということでお願いしたい。

委員長：次回は8月9日ということで、よろしく願います。

それでは以上で教育部を終了する。教育部の皆さん、ご苦労さまでした。

総務部に入替のため5分間ほど休憩する。

(休憩)

(教育部長、教育総務課長、学校教育課長退席、総務部に入替)

#### イ 総務部各課・会計局・監査委員事務局の所管・調査事項報告

(会議再開前に7月1日付け人事異動により着任した秘書課長より挨拶があった。)

委員長：それでは再開する。

引き続き総務部の報告に入るが、選挙も終わり落ち着いたと思うが、新型コロナウイルスがまた第7波ということで流行してきたという話もあるので、日常生活には十分ご注意の上、いろいろにお励みいただきたい。

#### ①職員課

委員長：総務部の所管・調査事項報告に移る。

最初に、職員課長、願います。

職員課長：職員課から報告させていただく。

まず、人事発令についてであるが、利根沼田広域市町村圏振興整備組合へ派遣をしていた川田正樹総務部参事の退職に伴い人事発令を行ったので、ご報告申し上げます。

主なものを記載したが、6月30日付けで川田正樹総務部参事への派遣解除及び退職発令を、7月1日付けで総務部参事に木樽忠一総務部秘書課長を、総務部秘書課長に栗原利充総務部企画政策課長補佐兼政策推進係長を昇任昇格異動させ、同日星野盾企画政策課長に総務部企画政策課政策推進係長を兼務させ、木樽忠一総務部参事に利根沼田広域市町村圏振興整備組合への派遣をさせる発令を行った。

主な人事発令は以上であるが、記載にはないが、主査級の一般事務職1名と、保健師職1名の退職発令を6月30日に行っている。

次に、職員採用試験についてである。令和5年4月1日付け採用予定の職員採用試験を記載のとおり実施する。退職者補充を前提として、(1)一般募集と(2)定住促進・社会人特別枠と区分を2つ設けて実施する。

(1)の一般募集の募集職種と人数については、一般事務職を5名程度、土木技術職を1名程度、建築技術職を1名程度、保健師職を1名程度とする。

(2)の定住促進・社会人特別枠の募集職種と人数については、一般事務職、土木技術職、建築技術職、保健師職を併せて若干名として募集する。

申込受付期間や試験日程は、記載のとおりである。

職員課からの報告は以上である。

委員長：質疑を受けたいと思う。

二つの項目について報告があったので、分けて受けたいと思う。

まず、1の人事発令について、質疑ある方は願います。

(「なし」の声あり)

委員長：2の職員採用試験について。

金子委員。

金子委員：令和4年度、新規採用が35人だったが、一般募集8名、それから社会人特別枠募集若干名とあるが、やはり令和5年に向けての採用というのは35人規模になるのかどうか、お伺いしたいと思う。

職員課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答えする。

基本的には退職者の補充であるので、退職者が明確になったらそれを補充していく。人数は今後確定していく。

金子委員：考え方として、退職者、それから再任用者、令和4年度はそこで人数を調整した。さらに新規採用として35人ということだったが、基本的な考え方として、これから考える、ではなく、どういう基本構想を持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思う。

職員課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答えする。

令和4年度については定員適正化計画に基づき採用させていただいたが、令和5年度、4月1日の体制をどう迎えるかについては、定年退職者、優遇退職者、自己都合退職者、いろいろあるかとは思いますが、そういったものが明らかになったところで人数を確定してまいりたいと思う。

金子委員：結局再任用者が恐らくであるが、これからであるそうであるが、退職者と同じくらいの人数で再任用者が出てくると思うが、さらに新規採用者、令和4年は35人と、特に社会人特別枠ということで、この定住促進も定住促進ということであるから沼田以外の人たちが沼田市に職員として来ると、定住してくれているかどうかという問題もあるかとは思いますが。通っているのでは定住促進にはならないので。

その辺も考えて、計画に沿って進めていかないと、ということで再度その辺を確認させていただければと思う。

職員課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答えする。

定住促進については、沼田市に住んでいただく市外者に向けて募集しているところであるが、平成29年度以降実施しているが、皆さん沼田市に移住していただいているところである。

退職者については、再任用で次年度も残る職員もあろうかとは思いますが、そういったところも含めてどのくらい退職される方がいるかということも考えながら採用してまいりたいと思うので、ご理解いただきたいと思う。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：現状、退職される人数はまだ分からないだろう。そのくらいの人数を採用するのか、何人か増やすのか、それを伺いたい。

職員課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答えする。

お見込みのとおり、退職された方を補充するという考え方で進めてまいりたいと思う。

星野委員：採用も二つあり、定住される方もいるという考えもある。それも一つの良い例だとは思いますが、逆に地元に住んでいる人が試験を受けようと思っても受からずに出て行ってしまいうわけである。そういう考えもあるのかな、と。それはよく考えてやらないと、プラスマイナスゼロ以下になる場合もあるので。その人たちがずっと定住してくれていれば良いが、最終的に移住してしまうと、というような考えもあると。地元の人を採用した方が良いような考えも中にはある。その辺もよく検討願いたい。

職員課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答えする。

委員ご指摘のとおり、地元の方々への雇用の確保ということも私たちの重要な役目だと考えているので、それについてはいろいろな方策を練りながら進めてまいりたいと思うので、ご理解いただきたい

星野委員：了解した。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：令和8年度に、定員適正化計画で407名という数字を先日晒していただいたのだが、4年度がそれに基づいて410名の定員だったと思う。5年度がその定員適正化計画に基づいて、それを基本として採用するのか教えていただきたい。

職員課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

定員適正化の計画にももちろん沿って令和8年度の407名に向けて採用を進めてまいりたいと思うが、令和5年度はどういう体制で迎えようかと考えているかを申すと、退職者を補充していくという考え方である。

戸部委員：この8年度には407名という定員適正化計画の人数で押し進めると思うのだが、やはり都度都度でやる限り、何か問題を起こしたりといろいろこれからあると思う。8年度までに。それでもその407名に対してそれを中心としてやっていくのか。その都度その都度人数が変わっていくのか教えていただきたい。

職員課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、年度途中で退職する者も多くいるし、ワークライフバランスといったところで男性の育児休業の取得等も進めていかなければならないことなどが相まって、年度途中で欠けてしまうということがある。そういったものに対してどうやって人事的な対応を図って行政を執行していくかということについては深く考えながら研究してまいりたいと考えており、それが人事的施策としてどういった手法が取れるかといったことも考えていきたいと思う。

戸部委員：行政マンというのは市民の奉仕者だと思う。だから、市民に対していろいろ執行されるに当たり不満があったり物事が遅くなったり、テキパキできない時もあると思うのだが、その辺を管理していただくとともに、我々は行政に対しての監視役も担っているのだから、やはり速やかに執行できるような形を取ってほしいと思うのだが、最後に伺う。

職員課長：ただいまのご質疑にお答えする。

ご指摘のとおり、市民の方々への奉仕者である私ども公務員であるので、住民の福祉を向上させるために、迷惑のかからないように、素晴らしいサービスを提供できるようなことを考えて人材確保に努めてまいりたいと思うし、人材育成についても進めてまいりたいと考えているので、ご理解いただければと思う。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：それでは質疑を打ち切る。

職員課について、次回の調査課題、または意見について、委員間の意見交換を行いたいと思う。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、職員課を終了する。職員課長、ご苦労さまでした。

(職員課長退席)

## ②地域安全課

委員長：次に、地域安全課について報告をお願いします。地域安全課長、お願いします。

地域安全課長：それでは、今回の委員会における地域安全課にいただいた通告についてご説明申し上げます。



調査事項である、利根地区防災行政無線廃止に係る住民への説明状況及び話合いの状況についてであるが、別添資料をご覧くださいながらご説明申し上げます。

この件については、今年の5月の常任委員会において利根地区の全戸宛に利根地区の住民の皆様方へ防災行政無線設備運用終了のお知らせについてのチラシを配布する旨のご報告をさせていただいた。電波法関係省令の改正に伴い、今年11月末日をもってアナログ方式の無線設備の使用制限によって、利根町管内に設置されている防災行政無線の運用を終了することとなるという説明について、区長会利根支部の方々に対して表に記載のとおり行っている。その説明会の席では、防災行政無線運用終了後においては、緊急告知FMラジオ、防災アプリ、ホッとメールといった代替手段によって対応させていただきたいという願いも併せて行ってきた。

説明を行った後にいただいたご意見や要望としては、FMラジオでは受信できない地域があるということと、防災アプリやホッとメールでは高齢者が対応できない、また防災無線は時報などと思われるが日常の情報を得るためになくなっては困る、といったものが出されている。

資料1ページには、経過としてこの席上でもご説明申し上げているが、経過を記している。

また、住民への説明状況についてはこの囲みのおりであるのだが、それぞれ2年前の4月であるが、区長会利根支部の皆さまに対してアナログ波の防災行政無線運用終了についての説明を行っている。また、同年11月27日には同じく区長会利根支部宛に、別件であるが避難所数が利根地区にはかなりの箇所数があるということで、こちらの集約を行うに当たっての説明に併せてアナログ波の防災行政無線終了及び防災ぬまた、これは防災アプリの構築についてのお知らせを行ったということである。

本年、4月5日に区長会利根支部宛にまた同様の運用終了についてのご説明を行ってきた。その後、先ほど説明をさせていただいたが、利根地区全世帯へ周知するためのチラシを配付させていただき、広報ぬまた7月号に終了のお知らせを掲載するとともに、沼田市ホームページへも同様の文章について掲載し、ご理解いただくようお願いしているところである。

話合いの状況についてであるが、令和2年4月に行った説明においては終了することは当然お知らせしたのだが、それとともに地域防災コミュニティシステム（防災アプリ）についても説明を行った。それが防災行政無線運用終了後の機能としての役割であるということへも理解を求めた説明を行っている。

また、同年11月27日にも同じく防災アプリの説明を併せて今後の導入のスケジュールの説明をした。

今年の4月に行った説明では、先ほどもご説明申し上げたが、運用終了、代替手段についてのご説明等をさせていただいたわけであるが、ご出席いただいた方々からは、その説明は今ではないだろう、説明が遅い、市の怠慢である、というようなご指摘をいただいている。また、住民への説明をもっと丁寧にやるべきである、防災行政無線の存続自体について再検討して欲しい、というようなご意見を頂戴したところである。

以上である。

委員長：それでは、報告が終わったので、利根地区防災行政無線廃止に係る住民への説明状況及び話合いの状況について、質疑を受け付ける。

青木委員。

青木委員：この要望書については。

地域安全課長：先月29日であったか、市長宛に区長会支部というか、各区長連名で要望書をいただいております、その内容を見ると、存続を希望するというようなことであり、市長への要望の後、久保議長宛にも同様の要望を提出するという話を聞いている。議席配付をされているのだと思うが、同様のものが市長宛にも提出されている。

青木委員：要望書については市長の方から話は。

地域安全課長：同席していた。

青木委員：要望書にも書かれているが、4月5日の区長会利根支部の会議の間に突然割り込んで利根町防災行政無線の運用はデジタル化に対応できないために11月に終了する、という通告があったということであるが、この突然割り込まれて、というのはどういうことなのか。

地域安全課長：4月5日、区長会支部の会議であるということで、大楊の保健福祉センターで開催されていた。私が着任する前の段階で、4月5日に区長会の説明があるということで、時間も1時からということで伺っていたので準備のために少し早めに行き、机の準備や資料の配付等をしていたのだが、確かに「えっ」という感じで1時近辺にそう思われてそういう表情を見せた区長もいらっしやっただので、当課とすると事前に予定をさせていただいていたつもりであったのだが、連絡の徹底がされていなかったのか、それが「突然」と捉えられた原因なのかもしれない。

青木委員：ということは、ちゃんと通告はしていたつもりであったということなのか。

地域安全課長：その予定でレジュメも用意していたし、その日に合わせて体協、社協の会議もあるというようなことで、1時から1時半まで、こちらとすると時間を取っていただいているということでお邪魔をさせていただいたので。連絡がうまく取れていなかったのか、区長さん方にその話が伝わっておらず、そのような文章になったのではないのかな、と思う。

委員長：ほかに。

副委員長。

副委員長：前回、調査事項ということで話が出た後に、自分の知り合いというか、前区長、前々区長数名に聞いたのであるが、その人たちは了承していた。よく分かっている、という話は聞いた。

利根地区の関係の人、数十名であるが聞いたら、仕方なし、という話も聞いた。

令和2年度から説明をされていたということであるが、今年度になって要望書が上がってきているので、今後地域住民に対する説明会だとかを考えているのか、実施する予定があるのか伺いたい。

地域安全課長：11月30日が最後ということに現状になっているが、利根支所新築に伴う庁舎解体の話が出てくる。まだ業者のプレゼンを受ける前だと思うが、その契約の状況によっては前倒しで運用中止をせざるを得ないことにもなると思うので、そういった部分では工期が決まれば当然そのような話をさせていただかなければならないとは考えている。

それと、先ほど青木委員の方からお話があったが、こちらとしては市長宛に利根地区全区長からいただいた要望書があるので、それに対する回答等は丁寧にしていかなければならないということで考える。現状、全地区民を対象に説明とかについては考えていないが、そのような形で現状は進めたいと考えている。

副委員長：今の区長さん方があまり納得されていないので、やはり全市民というよりは、今の区長さん方に改めて説明をしていただきたい、というのが私の希望である。

多分、地域の人たちが言っているのは、先ほどの説明にあったように時報だとかの関係であると思う。火事の際にサイレンも鳴らさずと思うが、そういうことを言っているのだろうが、アプリは使いづらい等もあると思う。

住民は火事の際も、白沢でもそうであるが、サイレンが鳴っても防災無線は聞こえない。雨が降っても全く聞こえない。これは利根も一緒である。よって、例えば気にしている人がいるのであれば、消防団の詰所のサイレンが鳴るとか、具体的な説明をしていった方が良いのかな、と思う。時報に関しても、感覚として馴染んでしまっているのだと思うので、それに関しても具体的な案はないのだが、代案として何か説明してあげると納得するのではないかと思うので、ぜひ追加の説明会のようなものをしていただければと思う。

答弁は結構である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：総務省が管轄だと思うが、電波法があり、1市1波しか駄目なのか。

地域安全課長：1自治体1波という形になっているので。当初、進め方の中では、昔で言えば防災しらさわとともに防災とねという2本立てで構築を考えていたということのようであったが、1自治体1波ということもあるので、いずれかが使えないというか、先に白沢の方を更新しているので、同一自治体の中でということになると別な波は使えない、ということである。

戸部委員：これはもう法律の縛りがあってどうにもならないということか。許可等も絶対に出ない、ということなのか。その辺を教えていただきたい。

地域安全課長：例えば、全地区を全部新しく、という形に仮にするならば、費用的には莫大なものとなると思うが。

戸部委員：それでは、白沢と利根が一緒になって流れる、ということの理解で良いか。

1つになるのならば、莫大な費用がかかるようであるが、白沢と利根地区が同一波となるということは、白沢のことも利根に流れ、利根のことも白沢に流れ、同時に流れるということの理解でよろしいのか。

地域安全課長：そういう更新を仮にするのだとすれば、そもそもなかった沼田地域も同じになるので、ラジオと同じで沼田にだけ流すとか、利根にだけ流すとかではなく、白沢だけ流す、ということでもなく、防災ぬまたとして、ということになる。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：ホームページを見ると、国の電波法関係省令の改正で11月30日をもって終了すると。利根支所の解体により早まる場合もあるということで、利根支所にその基地局があるということであると思う。

今も戸部委員の質疑があったが、何とかして存続できるように協議して欲しいという要望書が上がっているのだが、何とかして存続できるものなのかな、と思っていた。国からもう駄目だという中で、白沢から基地局として沼田市全部に流すことだったら可能かもしれない、などと苦しい答弁があったが。

実際、それをやるには莫大な費用がかかると思うが、何十億かかるのか。その辺、数字を出してこれだけかかってしまう、というところを説明すれば納得してもらえるのではないかな、という気もするのだが。

それと、防災FMラジオでは受信できない地域は確かにある。私もかつて一般質問で池田地区等の難受信地域の解消に取り組んで欲しいとお願いしたことがあるが、もしこのような形で11月30日をもって終了し防災FMラジオで対応す

るといふ時は、やはりアプリがあるとかそういうことではなく、防災FMラジオが全部入るようにしなければ駄目だと私は思っている。

そういう意味で、難受信地域を解消するために、これもどれだけお金がかかるのか、実現可能かどうかということも検討しなければならないことだと思うが、今どうなっているかお伺いしたいと思う。

地域安全課長：莫大な金がかかる、という話をさせていただいたが、現時点で私どもで説明の基本になっているのが、令和元年度にこのことが判明したというか、1市1波が判明したということと、利根を白沢の後に整備するといったこと、これも実質不可能になってしまったということで、元年度において運用の中止というか、整備をしないということを決めたと聞いている。

その中で、全部を替えるという話になると思うが、例えば新たに新設というか、代替手段をもって対応するということが説明させていただいたので、いろいろと考え得る手段というものを研究せよとの市長からの話もいただいているし、その際に市長からは重く受け止めているのでしっかりと検討させていただく、ということであった。

FMラジオの難受信地域の解消についても、現状当課で対応していることとは、5月の委員会でも申し上げたが、T字アンテナを申出により配付させていただいているが、それを使ったことにより聞こえるようになったという話も聞いているので、聞こえないというところにはそちらで対応させていただく。

受信エリアの拡大ということになると、受信しにくいところは沼田市以外にも片品やみなかみであるとか、そういうところも出てくるので、当方だけで端的に進めて良いのかどうかということもあるので、併せて検討、研究はしていかなければならないと考える。

代替手段ということで、アプリ、ホットメール、メールは以前から登録されている方は多かったが、ラジオについても今ひとつ普及率が伸びていない。アプリについては件数の資料を持ち合わせてはいないのだが、そちらを極力使って対応していくと本会議でも答弁をさせていただいているので、そちらの数字を伸ばしていくことで、空白の時間は出てしまう部分はあるが、極力そういうタイムラグを少なくできるような対策というのは考えていかなければならないというふうに考えている。

金子委員：やはり何とかして存続できるようにして欲しい、今までどおりが良いのだ、というのが感情的に出て来るのだ。だからそれに対してやはり金額を示すなり、もう不可能なのだということを理屈というか科学的に説明していかないと。やはり納得してもらわなければならない話であるので。そういう努力をぜひお願いしたいと思う。

防災FMラジオ、片品やみなかみの問題も話に出たが、これは防災ラジオとしての意味だけで、FM-OZEがどうのこうのというのではないので、防災ラジオとして沼田市内で全戸に伝わるように、というだけのことを考えてもらえば良い話であるから、FM-OZEの方にどういう技術的な解決策を求めていくかというより、やはり沼田市として防災ラジオを普及させる、それをFM-OZEに委託しているのだというこの現実だけで私は市民の生命と財産を守るためにこの防災ラジオの普及をお願いしたいと思っている。

そういう意味で、難視聴というものはなくして欲しいし、今旧沼田市内でまだ20パーセント程度の普及率であるから、旧沼田市内は防災無線は昔からないのだし、アプリと言われても年寄りにはスマホなど持っていないし、そうしたらもう

防災FMラジオに頼るしかないではないか。だから旧沼田市も普及率100パーセントに向けて努力していただきたいし、いち早くこの利根地区に関しては100パーセント防災ラジオが受信できる体制を整えていただきたいと思うのだが、いかがか。

地域安全課長：確かに一番手数がかからずに防災無線と同じような働きをFMラジオがしてくれているので、そちらの聴取エリアの拡大、委員おっしゃるように、私の方で考えるのは市民全ての皆さんに、という話であったので、会社の方ともどういう手段を取ればそういう形を取れるのかということ、引き続き話合いの方を持ちたいと考えている。

まずは台数も2割程度の普及率、利根においては13、14パーセント程度となっており、地区によっては高い率の地域もあるが、押し並べて十数パーセントであるので。

まずは受信できるかどうかの確認はしていただきたい、という気持ちを私どもは持っているので、それでなおかつ受信できない場合はT字のアンテナでもう一度試していただくということである。

そういうところもまだ余地があると思うので、普及とかエリアの拡大については引き続き検討してまいりたいと考えている。

金子委員：まず、利根地区を100パーセント防災FMラジオが受信できるように、そして防災無線はもう駄目なのだ、という説明をして、その代わり防災FMラジオが100パーセント受信できる、と。実際に聞いていただいて、雨の日だって防災ラジオは聞こえるのだ。外からの声でなくて。うるさいという人は確かにいる。音が大きくてびっくりして心臓が止まるかと思ったという苦情も聞いている。でも、命に関わる問題なので、利根川が氾濫しかけたときにもやはり防災ラジオからの伝達というのは必要だと痛切に思ったし。そういう意味でもまず利根地区を重点的に100パーセント防災ラジオでカバーできるようにして、防災ラジオが役に立つのだということをお分かってもらえるようにしなければならぬと思うのである。

そういったことで、まずそちらから取り組んでいただきたいと思うのだが、最後にお伺いする。

地域安全課長：住民の財産と生命を守るためには、正確な情報を簡単に入手できる方法は当然必要と考えており、防災FMラジオは防災無線が廃止になった後にもその代わりになるということはこちらの考えとしても持っているもので、問題となるのは聴取エリアや普及率についてであるが、関係機関との調整や一層のPRについて引き続き進めてまいりたいと考えている。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：まず、この要望書であるが全区長から出ているが、地域の意見を重く受け止める必要がある。いろいろな関係で利根町のことが今はいろいろとある。

今度はアナログからデジタルになるということであるが、警察もデジタル、消防署も同様である。

防災FMラジオについては、各地区で防災無線のように分かりやすい、聞きやすいと言われているから、どの地区でも受信できるようにする対応が必要である。そうしないと、なかなか理解されないと思う。

防災無線以上に各家庭に配付された防災FMラジオがよく聴き取れ、大丈夫だと、このようにならなければいくら言っても駄目である。受信できなければ電波

塔を建てるとか、こういう具体的なことを言わなければ。受信できなければそれが解消できるとか、はっきり説明しなければ。

区長を集めて説明しても、これから検討します、ではいくら良いことを言っても納得しないだろう。

地域安全課長：今伺った内容については、なかなか具体的にはお答えできない部分であるが、やはり今まで使っていたものでもある防災行政無線であるので、それを防災FMラジオ、メールをそれに代えるのだということは、天候により聞こえないこともあるかもしれないが、極力、100パーセントに近い数字で住民の皆さんに伝えなければならないということは承知している。

どういう方法が取れるかについても、課内でも詰めている部分であるし、アプリやメール、ラジオ以外の方法についても絶えず様々な機関や業者にも確認を取りながら、またその他の手段についても調査をしているので、あるとすればそういうものも選択肢の一つとして考えている。

いずれにしても、説明を丁寧にしていきながら、ご理解を得られるように進めたいというふうに考えている。

星野委員：結構だと思う。今まで以上によくなるのだということが証明できれば別に文句はない。それが重要である。

以上である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、質疑を終了し、地域安全課の所管に関して次回の調査事項、または所管についての意見交換等をしたいと思うので、挙手の上お願いします。

青木委員。

青木委員：提案であるが、令和3年11月に沼田市過疎地域持続的発展計画というものがあるが、今回の防災無線というのは令和元年、2年という話であるので、その後令和3年は過ぎていますが、地域特性は変わっていないと思うのである。その頃から。その中で、通信施設等の対策というのがあるが、利根地区というのは山間地域ということで、難視聴地域に当たるとははっきり明記されており、住民誰もが情報通信社会の利益を享受できるように、光ファイバー等の高度情報化に対応した情報通信網の維持整備に努めます、というふうに入っている。旧利根地区においては、住民の要望に応じた通信施設等について一層の充実を図る、というコメントが入っている。それを踏まえて、利根地区がこのような場所ということがありながら、なぜデジタルの対応にならなかったのか、ということについて教えていただきたいな、ということが一つ。

それと、費用的なものであるが、1波の電波の強さを強くすることで利根地区まで届くということがあると思うが、他市町村にも害を来すという話がある。1市1波ということであるが、他の自治体で認められているところがないかどうか、ということ調べていただきながら、もし例外事項があるのであれば、費用の試算として、2波でやった場合の方が安くなるという話もあるが、その試算もしていただきたいな、と。

あとは、市長の見解としては、前向きに、絶対的には言わなかったらしいが、前向きに検討するということと、あとは議長からは予算については今回の過疎債を使えばクリアできるという話もあったということであるが、その辺もご報告いただきたい。

委員長：青木委員、項目別に言うと三つのことがあったと思うが、まとめてもらえるか。

青木委員：もう一度か。

委員長：まとめて、項目で言うだけでいいとありがたい。

青木委員：一つは、利根地区があのような地形環境にありながらFMラジオになったのか、ということが1点。

委員長：なぜFMラジオになったのか、か。

青木委員：防災無線がなくなる方向になった理由。それが一つ。

もう一つが、予算的なことであるが、強い電波で1市1波にする方法以外、総務省としてはそういう原則であるが、例外の自治体があるのではないかと、ということで、その例外があるのかどうかを確認していただくことに併せて2波にした場合の予算的なこと、である。

1波でやる場合の予算と、2波に分けた場合の予算。

委員長：なぜデジタル化できないのか、ということであるか。結論からすると。利根町について。

青木委員：そうである。

委員長：それと、2波でやった場合の予算、まずは2波でできるか、ということか。

青木委員：原則は1波であるが、よくある話であるが、原則があつて例外があるということで、他の自治体で例外があるかと。

委員長：2波の例外があるか、ということ。

青木委員：例外があればできるということであるので、2波の場合の大体の試算。

委員長：今、青木委員から防災無線について引き続きの調査事項としたいという意見が出されたが、委員の皆さんからのご意見をお伺いしたいと思う。

青木委員からは、なぜ利根町がデジタル化されないのかと。それから2波を使っている事例があるのかどうか、2波を使った場合には予算的にはどの程度の金がかかるのか、と。

その3点だったと思うが、それについて調査事項とするかどうかについて皆さんの意見を伺う。

金子委員。

金子委員：大事なことであるので、納得いくまで説明していただきたいと思う。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：そうすれば反対意見は特になさそうであるので、引き続き調査事項としていきたい。

利根町がなぜデジタル化できなかったその理由、それからデジタル波2波を使っている先例があるかどうか調査していただきたい、それから2波にした場合でのその工事費等の費用がどのくらいかかるかを調査してもらいたい、この3点ということで次回の調査事項とするということによろしいか。

星野委員：ちょっとよろしいか。2波ということはどういう意味か。

金子委員：周波数が違うものということ。

星野委員：電波はデジタル化しなければならないのだろう。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、地域安全課を終了する。地域安全課長、ご苦労さまでした。

(地域安全課長退席)

### ③企画政策課

委員長：次に、企画政策課について報告をお願いします。企画政策課長。

企画政策課長：企画政策課の所管事項について報告をさせていただきます。

1のぬまた未来共創会議について、であるが、かねてより懸案であった沼田市市民構想会議に代えて、ぬまた未来共創会議を開催する。構想レベルでの検討を行う市民構想会議を7年間開催してきたが、さらに市民と行政が互いに信頼関係を築き、対話とふれあいを大切にすることを基本に、行政経営の効率化や高度化を図るために、新たにぬまた未来共創会議を設置する。

テーマは市民の意見などを参考にテーマ設定し、形態は現地及びオンラインによるハイブリッド形式で開催する。市長が参加して直接意見を伺う。

参加者については公募を行い、必要に応じて関係団体等に対して出席依頼を行う。今後の開催スケジュールであるが、令和4年8月1日に当該会議を設置させていただき、随時開催していく。市民の意見や要望を、良い形で市政に反映できる会議にしたいと考えている。

次に、2の高校生ぬまくる半額キャンペーンについてであるが、ぬまくるの利用促進を目的に、令和4年7月25日から8月27日まで、市内高等学校及び利根商業高校の在校生を対象に、在学を証明するものを提示することにより運賃半額とすることで準備している。

企画政策課の報告は以上である。

委員長：2点報告があったので、順次質疑を受ける。

まず、ぬまた未来共創会議について報告があったので、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：対話と触れ合いを大切にすることを基本に、ということで星野市長の基本理念のものと思うが、行政経営の効率化や高度化を図るとは、非常に難しい言葉を使われている。

ただ、7年間やっていた市民構想会議、これの実績をどう考えていらっしゃるのか、どう捉えていらっしゃるのか。それを引き続き発展させるというお考えなのであろうが、その違い、この未来共創会議は市民構想会議とどう違ってくるのか。メンバーは同じなのか、違うのか。それから目的、目的は行政経営の効率化や高度化を図るため、と難しすぎるので、もう少し市民に分かりやすく説明をしていただきたいと思う。

企画政策課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、市民構想会議の実績についてであるが、これまで市民構想会議によって提言等がなされてきた。最近では、昨年度についてはDXの関係であったし、一昨年については主人公は私たち、というような提言があった。その提言を受け、これまで市政について様々な施策がなされてきたと考えている。今後の施策についてもこれまでの提言を踏まえ、また社会的な事象の変化という部分もあるかとは思いますが、これまでの検討については構想レベルということで、大きな枠組で捉えてどのような方向に市が向かうか、というような、構想レベルでの提言等がなされてきた部分になるので、そこの部分については今後も大切に、市政について



進めていきたいということになるかと思う。

次に、さらに発展させるという部分についても、今のお答えということである。

次に、メンバーはどうなのか、ということであるが、市民構想会議については公募でいらっしゃる方の人数が少ないとか、様々な指摘もあった。この未来共創会議についてはできるだけ公募の方が参加しやすいような工夫をしていきたいと考える。例えば昼間の会議ではなく夜の会議、あるいはハイブリッドということでオンラインで若い、働いている方が参加できる、というような部分も含めて、今後工夫をしていきたいと考えている。

なお、絶えずこの会議については工夫をしていきたいと考えているので、そこについて皆さまのご意見やご指導をいただければ幸いと考えている。

次に、目的を分かりやすくということであるが、今回、これまでの市民構想会議については構想レベル、というようなことであったが、このぬまた未来共創会議についてはもっと身近なというか、構想レベルではなくもっと具体的な事業展開や具体的なことについてテーマ設定をし、ご意見をいただき、またその意見についてはそれぞれ利害関係があったり様々な立場の意見があろうかと思うので、そこについて市の中できちんと咀嚼をした上で事業展開をしたいと考えている。

以上である。

金子委員：大体了解した。

市長が参加して直接意見を伺うと書いてあるが、まさにこれでやっていただいて、市長のシンクタンクとして機能していけば良いかな、という思いでいる。

メンバーについて今ご説明いただいたが、かつての市民構想会議は充て職が多く出席率も悪かったという点がある。そういったことを反省点として今後に繋げていただければと思う。

最後にお考えを伺う。

企画政策課長：ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げます。

委員のご意見の方を踏まえ、今後進めさせていただきたいというふうに考える。

金子委員：結構である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：私も市民構想会議に委員として2年ほど参加したが、公募の人が3人いて、ほかの人はほとんどが充て職であったのだが、そういうことがないような形でぜひお願いしたいと思う。

それと、アドバイザーみたいな、脇に偉い先生、元経産省出身の人が1人いたのであるが、そういう人はまた入るのか。

企画政策課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

このぬまた未来共創会議については、アドバイザーという形の方は想定はしていない。

戸部委員：それでは、市民の皆さんだけでやるような未来共創会議になるということで期待しているので、ぜひ頑張ってください。結構である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：市民構想会議のことであるが、先ほど充て職との話が出た。充て職というのは、下まで意見を聴いて発表するのならば良いのだが、親方の意見だけであるので何もならない。仮に区長会長が来たとしても、地域の総意見を言うわけではない。区長会長の1人の考えであって、下は何も分からない。充て職にならない様

にやっただけければ。例えば区長会長が選ばれたら、各地区の支部長や副支部長に話を吸い上げてもらって意見を統合して言うのならば分かるが。その辺をよく注意していただきたい。

企画政策課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

今回のぬまた未来共創会議については、広く市民の方に参加していただきたいということを考えているので、特に若い方の意見を直接ダイレクトにお聞きしたいと考えているので、その開催についてはご協力いただければというふうを考えている。

星野委員：よろしく願います。結構である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、2番目の高校生ぬまくる半額キャンペーンについて、質疑を受けたいと思う。

小野塚委員。

小野塚委員：高校生の行動範囲であるが、恐らく駅から学校、学校から自宅、久屋原辺りのマクドナルドが高校生の活動範囲かなと思うのであるが、そうすると、通常400円が高かったので使用するかな、と思うのだが、高校生にこれから使ってもらおうとするのであれば、高校生200円というのが料金設定としてはふさわしいのかな、と思う。その辺についてご意見をいただきたい。

それと、ぬまくるについてであるが、使っている方からは比較的置いてけぼりの事案が発生していてどこに打ち明けられもせずバス停で待ちぼうけというのを何件か伺っているので、予約のシステムをもう少し簡単に、結構簡単ではあるが、置いて行かれる方というのは少しデジタルに疎い方が多いので、もう少し柔らかい予約方法になっていただけるとぬまくるの活躍が見えてくると思うので、ここについて検討をお願いしたいと思う。

企画政策課長：ただいまの小野塚委員のご質疑にお答え申し上げます。

高校生の乗車料金の関係が200円というようなお話をいただいたが、この料金については市全体の公共交通のバランスを踏まえて今の時点で設定をさせていただいているというものである。今後については必要に応じ検討するが、今の時点ではすぐすぐというわけにはいかない。

補足としては、高校生ということで、利用促進という形で夏休みの間にこのぬまくるを利用していただき、これをまた通学の一部としてぬまくるを利用させていただきたいという意味合いがあるので、お含みいただければありがたい。

次に、予約方法をもう少し簡単に、というご指摘であるが、そこについては今後工夫をしてまいりたいと思う。また、利用に対してのご意見等については、沼田市企画政策課の方にご意見をいただきたいと思うのでよろしく願いたい。

小野塚委員：了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは質疑を打ち切る。

企画政策課について、次回の調査事項、または意見等あったら願います。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、私の方から一つ。

副委員長：委員長。

委員長：今も出たが、デマンドバスについて大分試験運行が進んでいると思うのである

が、その中間報告なりを求めたいと思うのだが。どうか。

(「良いと思う」の声あり)

委員長：それでは、調査事項としてよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：サラダパークの民間委託が進んでいないようである。何の報告もないので。

委員長：ちょっと待っていただきたい。

サラダパークは、財政課になるのでは。

金子委員：サウンディングか何かをかけるのは、企画政策課でやるのではないのか。

企画政策課長：サウンディングについては、こちらではない。

金子委員：了解した。総務全体のところで言う。

総務部長：委員長。

委員長：総務部長。

総務部長：サラダパークの今後の利用について……。

委員長：所管がどこかだけ願いたい。

総務部長：サラダパークは、所管は経済部である。

金子委員：企画政策課と思っていたので、申し訳ない。

それでは、総務では答えていただけない、ということになるのか。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

企画政策課はこれで終了する。企画政策課長、ご苦労さまでした。

(企画政策課長退席)

#### ④財政課

委員長：次に、財政課について報告をお願いします。財政課長、お願いします。

財政課長：財政課の所管事項についてご説明申し上げます。

今回の財政課からの報告事項については、(仮称) ホテルルートイン沼田に関する調査事項3点についての報告となる。

1点目は、旧沼田市役所公用車駐車場(東倉内町)の貸付について、ホームページなりで公表するよう求めるについてである。この点については、ご指摘を踏まえ、先月の常任委員会の翌日、6月15日にホームページにおいて公開したところである。なお、公開内容については、添付した資料1のとおりである。

2点目は、ホテルルートイン建設について、近隣へ十分配慮して工事が進められるよう当局による十分な監督を求めるについてである。(仮称) ホテルルートイン沼田に関しては、沼田市役所跡地活用事業として、事業者により市有地を賃貸するものである。このため、土地所有者の立場において、近隣へ十分配慮するよう要請を行っている。今後もルートインジャパン株式会社並びに施工会社との連絡を密にし、近隣への配慮が十分なされるよう対応してまいりたいと考えている。

3点目は、ホテルルートイン建設について、近隣住民対策関係書類の写しを提出願うということについてである。施工会社である関東建設株式会社から提供さ

れた資料を今回提出させていただいた。資料2は、作業所周辺の安全対策及びルールということで、現場事務所の移転に合わせた安全対策や周辺への配慮に関する内容となっている。資料3は新規入場者安全教育実施記録で、新たに現場に入場する人への安全教育に使用している書類ということである。詳しくはそれぞれの資料をご確認いただければと思う。

財政課からの説明は以上である。

委員長：質疑に移る前に、資料2と3について、副委員長に確認をしていただきたいのであるが、当委員会が求めた資料とはこういった資料でよろしいのかどうか。

副委員長：私の意見として申し上げるが、新規入場者安全教育実施記録というのは、どこの現場でもやる書式であり、これは工事件名を付けているだけである。

資料2のホテルルートイン沼田新築工事、作業所周辺の安全対策及びルールとあるが、正直な感想を言うと、お粗末である。

いわゆる標準書式があって、そこに対しては現場なりのことを書いて足しているのだが、この新規入場者記録を初めて現場に来る作業員に渡すが、それに対して入場記録を残す、それに対して添付する、ラミネートをかけて見せるのであるが、例えばの話であるが、安全通路はどうなっているのかとか、普通はもっとポップ的なものをA3くらいのもので見せていくのである。

よって、これはちょっと、行政側に見せるために簡単に作ったのかな、というのが正直な感想である。もう少し掘り下げていただかないと安全的に現場を進めていく方法というのがこれだと理解しづらいな、というところである。実際はあるのだと思うのだが。作業員に見せる、ラミネートした書類というか、教育で使うものがあるのだが。それにはここは安全通路であるとかがある。このテラス沼田の工事を実施した際にも、もっと細かいことをやっていたと思う。

近隣対策はこれでは不十分かな、という感じである。

委員長：形式とすると、こういう形のものなのか。

副委員長：このようなものがあって、なおかつ作業員に周知しやすい、イラスト的なものがあるはずなので、もしそういうものをやっていないのであれば、民間の工事であるので、施工管理について若干手を抜いているのかな、と見受けられる。

私も施工管理技士であるので、こういったことをやるのであるが、作業員が見るものであるのもっと見やすく、分かりやすくが基本である。入場者記録は別であるが、例えば通学の時間も帰りはどうするのかとか、帰りの時間も書いていないし、入場するゲートはここであるとか、普通は文面に書いてあるものだが。本来はもっと拡大した画で、ここから入りなさいとか。

委員長：形式的にはどうなのか。形式が決まっているわけではないのか。

副委員長：決まってははいない。

委員長：あとは、内容の問題になってくるのか。

関係書類を求めたのは副委員長の意見であったので、副委員長に補足的意見を求めたのだが、それらを含めて質疑に入っていきたい。

1、2、3とあるが、全部関連するので一括して受けていきたいので、質疑ある方はお願いします。

副委員長。

副委員長：若干、この資料については手を抜いている感じがあるので、具体的に何を求めるといえるのは、ここから当局に言っても困ると思うので、現場がもう少し進んだ時点で委員会で現場見学とかはできないのか。

財政課長：ご質疑にお答え申し上げます。

こちらの現場については、沼田市の立場からすると、土地の賃貸借をし、企業誘致という形で民間企業の方に来ていただくという立場であり、沼田市は土地所有者というのが地味的な立場である。

沼田市の土地を使っただけに際し、周辺住民には当然配慮願いたい、というのがこちらの立場であるので、当然そういうことは申し上げるが、公共工事のように工事現場にこちらが立ち入って何か意見を申し上げるとか、そういうことは基本的には難しいかと考えている。

副委員長：その辺は十分私も理解しているのだが、やはり近隣住民の安心安全、通学する子供たちは特にそうであるが、学校なども心配していると思うのだが。

例えば、業者の方で学校に説明したとか、例えばPTAに説明したとか、その辺の具体的な子供たちへの配慮はしたのか伺う。

財政課長：ご質疑にお答え申し上げます。

個別に近隣の小学校、高校に説明に行っているか、ということについては私の方では現状を把握をしていない。ただ、工事を開始するに当たり、近隣へ工事会社の方でこれから工事を始めるという挨拶なり説明には伺っているもので、その中で小学校等にも伺っている可能性はあるかと認識している。

副委員長：もちろん、私らは中には入れない、工事を見学できないと。私が見る限り、この説明だと不十分だな、と感じる。

学校に説明に行ったかどうか、もちろん工事を始めるに当たっての説明は行っているのかな、とは思いますが、今後工事が進んでいけば、今も大型レッカーとかが入っているが、高層の建物であるので大きなタワークレーン、コンクリートを打設したり鉄筋を組むなり、タワークレーンが立ってくる。よって、そういう工事の経過を含めた安全対策について、沼田市側からの要望を随時、1回言ったから良いではなく、工事の進行過程において状況がいろいろ変わってくるし、間違いなく圧倒されるような感じのタワークレーンが立ってくるので、そういうものも含めて説明と安全対策を地域住民に逐一、適宜していただくような要望をこちらからできるか。

財政課長：要望という意味では、させていただくことはできるかとは思いますが、ルートインジャパンさんは全国にこういったホテルを建設しているので、ほかも同様のやり方をしていると思う。沼田だけ特別に何かをやってくださいというのは、会社のやり方として当然できない部分も出てくるかと思うので、状況に応じて必要な説明は近隣の住民にさせていただきたいという要望はこちらの方はすることはできるのでさせていただきたいとは思いますが、それを受けて民間の工事としてどこまで会社が必要として判断するかというのは、それは建設会社の方の規定なり、法律の規定なりに応じて当然やっていると思うので、その範囲で対応していただくということになるかというふうに思う。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：今の関連であるが、ここに書いてあるとおり、小学校と高等学校が隣接しているし、課長からの説明のとおり企業誘致ということで、沼田市を上げてこの事業に取り組んでいて、なおかつ地主が沼田市であるので、ぜひ近隣の皆さんに安全対策をしっかり引き続き取っていただきたい、という要望だけは出しておいていただきたいと思うが、いかがか。

財政課長：ご質疑にお答え申し上げます。

要望の方は、引き続き出させていただきたいと思う。現場とのやり取りは常に

こちらの担当者と現場事務所長等を行っているので、そういった要望は引き続きさせていたいただきたいと思う。

金子委員：何かあっては本当に困るので、ぜひよろしく願います。答弁は結構である。  
委員長：ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、財政課について意見交換並びに次回調査事項等について皆さんのご意見を承る。

先程の件は。

金子委員：先ほどは申し訳なかったが、財政課が担当してグランピングを誘致する、という形でやってきたのが、グランピングが撤退するという話になり、詳しいことはあまり言えないという状況の中で、もう半年経過しているので、市民の皆さんがあそこはどうなっているのだという声がたくさん出ているので、ぜひ当委員会でも報告をしていただきたいと思うのだが、お願いできるか。

（「賛成」の声あり）

委員長：反対意見もなく賛成の意見があるので、財政課もFMという観点から関わっているので、サラダパーク跡地の利用について進捗状況なり今後の展望なりの報告を求める、ということではよろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長：私の方からよろしいか。

副委員長：委員長。

委員長：今、ルートインの関係の報告を聞いていると、何か極めて遠慮深い言い方を財政課長がしているので、私はちょっと心配になった。

これだけ議会等も含めて市民等も含めて、揉めたという言い方はおかしいが、いろいろ経過を辿ってきたところであり、来てくださいと誘致したから最終的には先方の判断によるのだ、みたいな感じの報告に聞こえたので。

私はやはり市民が、一企業の工事ということではなく、公共工事的なものとして受け止めていると思う。よって、もっと積極的に関係していくことが必要と思うのである。

については、当局が調べてあれば、この委員会で現場監督とかのある程度の責任者に来ていただき、説明を受けるといようなことがあっても良いのではないかなと思うのだが、皆さんどう思うか。

副委員長：それをやって良いものか悪いものかはあるが、私としてはやりたい。

金子委員：議会にそこまでの権限はあるか。

戸部委員：私もそう思う。

あまり深入りしても、先方が民間なので、安全対策はしっかりやっている、と言えば、我々がそれ以上ああしろこうしろとは言えないのでは。

そこまでやる必要はないのではないかと。民間が事故でも起こせば点数も落ちるし大変なことになるので、その安全対策というのは市民や学校とか、一番気を遣っているのだと思う。副委員長はプロであり、一番知っていると思うが。

もし事故でも起こせば大変な騒ぎになるので、金子委員がおっしゃるように、やはりそこまでかな、と思う。徹底してやってください、と言うまでかと。

金子委員：委員長おっしゃるとおり、市民はみんな公共事業という形で見ている。期待もしているし、万が一事故でもあれば困るということも思っている。

だから、ぜひ当局から引き続き安全対策をしっかりとっていただきたい、という意見が議会でも出ているのでよろしくお願いする、くらいの伝達をお願いするというのでよしいのではないか。

戸部委員：私もそう思う。

委員長：大半の意見がそうであるので、先ほど金子委員がおっしゃったように、当局については十分企業側と協議しながら安全対策に万全を尽くすように企業側に要望していただきたい、ということ。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、財政課を終了する。財政課長、ご苦労さまでした。

(財政課長退席)

委員長：それでは、総務部全般について調査課題、意見交換等があったらお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、次回の日程について事務局よりお願いします。

事務局：次回委員会について申し上げます。

次回の委員会については、8月9日火曜日、午後1時30分より、こちら第2委員会室ということでお願いしたい。

なお、次回は総務部から教育部の順ということでお願いしたい。

よろしくお願いする。

委員長：それでは、総務部を終了する。総務部長、総務課長、ご苦労さまでした。

(総務部長、総務課長退席)

#### ウ 調査事項検討等・意見交換

委員長：当委員会の次回の調査事項について確認をしたいと思う。事務局、お願いします。

事務局：それでは、本日出された調査課題等について確認をさせていただきたい。

まず、教育部の関係であるが、学校教育課のところ、先般の事故の関係のその後の経過状況について報告をとということがあったかと思う。それが1点である。

続いて、教員の健康管理状況と働き方改革の検討状況について、というのが1点あった。

それと、もう1点、これは青少年育成相談センターの関係であるが、これは委員長の方からお話があったとおり、事務局の方から打診をさせていただき、日程調整をこちらの方でさせていただくということをお願いしたいと思う。

次に、総務部の方であるが、利根の防災行政無線の関係であるが、なぜデジタル化できないのか、1市1波ということであるが、例外はあるのか、それと仮に2波にした場合の予算についてということであったかと思う。

副委員長：2波で他の地域でやっているところがあるかどうかについて調べていただくということ。

戸部委員：法律上、2波は駄目だという話だった。

事務局：2波でやっているところがあれば、ということではよろしいか。

戸部委員：例外があるかどうかということ。

事務局：例外があれば、ということで、なければならないと。

青木委員：それはいずれにしても調べてもらった方が。2波の場合どうなのかと。

事務局：2波がなければ、やりようがない。

戸部委員：法律上駄目だったら、もう。

副委員長：実際はないのならば、他地域に。

事務局：ない場合は、予算もない、ということでよろしいか。

戸部委員：そういうことだ。

金子委員：椎坂峠なり、トンネルなり、中継局を作って電波を飛ばすにはいくらかかるかという話はないのか。

事務局：それは他地域に電波干渉するので、困難であるということが以前の委員会で話があった。

金子委員：了解した。

事務局：三つ目については、2波がやられている場合、その予算の検討ということでよろしいか。

（「はい」の声あり）

事務局：続いて、企画政策課において、沼田市デマンドバスについて試験運行の中間報告を、ということでお話があったと思う。

それと、先ほどの財政課のところであったが、サラダパークについての進捗状況の報告を、ということで、以上だったかと思う。

青木委員：あと、教育部のところを高崎市の状況を、ということがあったと思う。

戸部委員：ヤングケアラーの高崎市の取組状況について。

事務局：失礼した。ヤングケアラーに係る高崎市の取組状況について、これは文言を整理させていただきたいが、それを把握しているか、ということでよろしいか。

以上である。

委員長：それでよろしいか。

（「はい」の声あり）

## エ 今後の日程について

委員長：それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

事務局：今後の日程についてご確認させていただきたい。

次第をご覧いただきたいと思います。

次回の委員会については、8月9日ということで先ほどご確認させていただいた。

他のスケジュールであるが、本日午後3時から、利根沼田広域圏議会定例議員協議会ということで、委員長、副議長、議長が出席予定である。

12日であるが、午前11時から広報広聴委員会ということで、該当委員の方はご出席をお願いします。

14日であるが、沼田市交通対策協議会総会ということで、正副議長、3常任委員長がメンバーということで招聘されているが、正副議長は市議会議長会臨時総会で出席できないので、委員長には議長代理としてお出まじいただく予定となっているので、よろしくをお願いします。

記載がないが、14日は同じ時間に市議会議長会の臨時総会があるので、副議長にはそちらにご出席いただく予定である。

19日であるが、広報広聴委員会の視察ということで、かなり前に申し込んであったのだが、コロナの状況にあっては中止となるかもしれないが、桐生市の方に出向く予定である。こちらテラスを午後0時30分に出発する予定である。

26日であるが、前回定例会の最後の方で総務部長から話があったと思うが、



今月末に臨時議会を予定しているので、議会運営委員会を開催し、29日に午前10時から第3回臨時会ということでご予約をお願いしたいと思う。先ほどの当局からの説明があったとおり、臨時交付金の補正予算が出てくるとされる。

27日午後2時から、利根沼田広域圏議会定例会ということで、こちらは正副議長、委員長ということでご予約をお願いしたい。

今後のスケジュールについては以上であるが、会議が始まる前に申し上げたとおり、給食センターの視察と試食の関係については、所感のご提出を25日までということをお願いしたいと思う。

事務局からは以上である。

委員長：今のスケジュールについて質問はあるか。

(「なし」の声あり)

(4) 閉 会 (委員長)

委員長：それでは以上で常任委員会を終了する。委員各位、長時間ご苦勞さまでした。

以上